

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 目次

1	設置の趣旨及び必要性	P 2
2	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。	P 7
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	P 8
4	教育課程の編成の考え方及び特色 (教育研究の柱となる領域(分野)の説明も含む。)	P 9
5	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P12
6	基礎となる学部との関係	P16
7	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	P17
8	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	P18
9	入学者選抜の概要	P19
10	教育研究実施組織の編成の考え方及び特色	P21
11	研究の実施についての考え方、体制、取組	P23
12	施設、設備等の整備計画	P24
13	管理運営	P26
14	自己点検・評価	P27
15	情報の公表	P29
16	教育内容等の改善のための組織的な研修等	P30

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 建学の経緯と沿革

北陸における教育の淵源は、藩政時代、五代加賀藩主前田綱紀（松雲公）の学問奨励にさかのぼり、公の発願は、1792（寛政4）年藩校明倫堂の開校となって結実し、爾来金沢は、学都として学問尊重の気風に培われ、北陸文化の中心となってきた。このような歴史的背景、風土を基に、日本の将来を担うとともに世界文化に貢献し得る人材育成を目指し、1975（昭和50）年に石川県金沢市に学校法人松雲学園（1985（昭和60）年に学校法人北陸大学に名称変更）を設置し、同年北陸大学（以下「本学」という。）を開学した。

本学は、石川県金沢市東南部に位置し、薬学部、経済経営学部、国際コミュニケーション学部、医療保健学部の4学部及び留学生別科を設置している。本学の創設者は、吉田茂内閣の国務大臣であった林屋亀次郎である。林屋は戦後日本の復興と発展に力を尽くすとともに、経済復興を為し得た我が国に真に必要なものは、報恩感謝の念に基づき、真理と正義を愛する個性豊かな人間の育成であるとの信念から、北陸大学の創設に力を注いだ。林屋のこの信念は、松雲公の「自然を愛し、生命を畏敬する」精神を受け継ぎ、「自然を愛し 生命を尊び 真理を究める人間の形成」という本学の建学の精神にも反映されており、本学の教育、研究の場に根付いている。開学に際しては、まず建学の精神に深く関連する薬学部を設置した。1975（昭和50）年頃は、全国的にも薬学部は少なく、北陸地方には私立の薬学部が皆無であった。折しも1955（昭和30）年代から始まった高度経済成長とは裏腹に深刻な公害、薬害などが大きな社会問題として顕在化し、その対応が強く求められていたところでもある。このような時代背景のもとに、薬学の教育研究を通じて医療、保健、環境改善に貢献できる薬剤師並びに薬学研究者を育成することを目標とした。その一方で、国内外を問わず、異なる分野を学ぶ学生たちが出会い、互いに切磋琢磨することによって、建学の精神がより深化し、地域社会をはじめ日本並びに世界の発展に貢献し得るとの考えのもと、本学では学園の基本構想に総合大学化、国際化を据えた。そのため、1975（昭和50）年に薬学部の単科大学として開学した当初より、この基本構想に沿った将来の発展に鑑み、学問系統などの呼称を用いることはせず、「北陸大学」と命名している。

総合大学化の第一歩として、1987（昭和62）年に外国語学部（英米語学科、中国語学科）を設置した。さらに、1992（平成4）年に法学部（政治学科、法律学科）を本学の第3の学部として設置した。その後、2004（平成16）年、外国語学部、法学部を発展的に統合、改組し、未来創造学部（未来文化創造学科、未来社会創造学科）を設置した。さらに、次代を担う国際人を養成するため、2008（平成20）年、文化的側面から学ぶ国際教養学科と経済・法的側面から学ぶ国際マネジメント学科に改組、設置した。未来創造学部の設置から10年以上が過ぎ、地域社会を含めてグローバル化は急速に進展し、様々な人々が互いを理解し多様性を尊重しながら共生することが現代社会において重視されるようになった。そのような背景から、地域と世界をつなぐことができる語学力と国際感覚を持ったグローバル人材を養成するため、2017（平成29）年、未来創造学部国際教養学科を改組し、国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科を設置した。また、この改組に伴い、未来創造学部国際マネジメント学科についても、包含する教育内容をより明確にするため、経済経営学部マネジメント学科に名称変更した。

さらに、松雲公の「生命を畏敬する」精神及び建学の精神である「生命を尊ぶこと」は、現代の日本における重要課題である、健康寿命の延伸との親和性も高く、「健康社会の実現」を使命として、臨床検査学及び臨床工学の知識と技能を身につけ、チーム医療に積極的に関わることができる医療技術者の養成を目的として、2017（平成29）

年に医療保健学部医療技術学科を設置した。

2021（令和3）年には、複雑に入り組んだ現代社会の諸問題を「こころ」の側面から探求し解決できる人材を養成することで心理支援を求める社会的要請に応えるべく、新たに国際コミュニケーション学部心理社会学科を設置した。

2023（令和5）年には、超高齢・人口減少社会を迎える我が国の社会構造変化に対応するため、これまで本学が培った教育的資産を活かし、地域の保健・医療・福祉にさらに貢献するため、医療と介護の一体的な提供体制や健康増進及び健康づくりなどに積極的に関与する人材として、理学療法学の知識と技術を修得し、地域医療に貢献する理学療法士を養成することを目的として、医療保健学部理学療法学科を設置した。

また、2024（令和6）年に、近年の地球環境や経済、社会の持続可能性に関する世界的な危機意識の広がりに対応するため、経済学を中心とした知識と技能を身につけ、現代社会が抱える課題を解決し、新たな価値を創造できる人材を養成することを目的として、経済経営学部経済学科を開設予定である。

## (2) 設置の背景と必要性

我が国においては、急速な高齢化をはじめとする社会構造の変化、医学の進歩や医療技術の高度化による疾病・障害構造の変化、並びに国民の生活環境や生活習慣の変化など、様々な変化が急速に進んでいる。このようななか、国民が充実した生活を送るためには、心身の健康、疾病、障害に対応する医療専門職の専門性の向上が求められている。

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が設置する未来構想策定に関する検討委員会の答申書（平成25年3月）「臨床検査技師の未来構想」【資料1】は、臨床検査技師の未来像を、①技術者から医療人へ、②卒前卒後一貫教育を担う多様な人材の育成、③社会に貢献する人材の育成、としており、医療現場における臨床検査の実践に加えて、チーム医療の一員として医師の診断・治療をサポートする人材や、臨床検査技師の知識・技術の向上をサポートする人材等、多様な人材による更なる専門性を追求する必要が示されている。さらに、医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進に伴い、臨床検査技師等に関する法律が一部改正され、医療現場における臨床検査技師の業務範囲が拡大し、その役割が変化している。同技師会では、前述の委員会に加え、臨床検査技師あり方推進ワーキンググループの「将来へ向けての臨床検査技師のあり方～提言～」（平成31年3月）【資料2】においても、臨床検査技師は、臨床医学の領域に限らず、生活指導、予防医学に関するあらゆる領域において活躍できる職種であり、社会のニーズに合わせ柔軟に対応する必要があることを示している。

また、リハビリテーション専門職は、患者の高齢化が進むなか、患者の運動機能を維持し、QOL向上を推進する観点から、病棟における急性期の患者に対するリハビリテーションや在宅医療における訪問リハビリテーションの必要性が高まるなど、リハビリテーション専門家としての医療現場における役割が大きくなっている。理学療法士の職域範囲も、急性期、回復期、生活期における自立支援、生活環境改善、肢体不自由児・者への生活機能アプローチに加え、健康増進、予防、保健活動、地域リハビリテーションマネジメント等の領域における活動があり、医療機関だけでなく、保健福祉、スポーツなど、様々な分野に活躍の場が広がっている。こうした活動の現状に鑑み、公益社団法人日本理学療法士協会では、新生涯学習制度を2022（令和4）年より開始し、理学療法士の質を担保すると共に役割の拡大を目指している【資料3：週刊医学界新聞（通常号）第3455号 日本理学療法士協会会長斉藤秀之氏インタビュー】。

臨床検査技師、理学療法士をはじめとする医療専門職は、社会の変化と共に求められる役割も変化し、必要となる知識・技術が今後もさらに高度になると考えられるが、現在、臨床検査技師、理学療法士の養成教育は、大学や専修学校等、様々な教育機関で行われており、各々の職種に関連する指定規則に則りつつも、各教育機関の人材養成の目的等に基づき、各々が特色を持ったカリキュラムによって教育活動を行っている。

このような養成教育の状況において、専門的な知識やスキルの深化、研究活動の促進及びリカレント教育やリスキリングの充実が求められており、すでに医療専門職として従事している者を含め、新しい知識・技術を修得することは、保健・医療・福祉領域において、人材の質を高めるために重要な活動であり、大学院の修士課程における教育がその役割の一つになると考えられる。

大学院における教育については、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申（平成17年9月5日：中央教育審議会）」【資料4】において、その主たる機能が、研究者養成と高度職業人養成であることが示されており、具体的な人材養成機能が、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成、という4項目に整理されている。また、修士課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う課程であることから、①高度専門職業人の養成、②知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を行う課程、あるいは、③研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要への対応等社会のニーズに的確に対応するよう求めている。

本答申に則り、大学院を設置することで、専門的な知識と技術を深化し、研究活動を促進すると共にリカレント教育及びリスキリングを充実させることができる。また、最新の医療技術や検査法、研究成果などを学ぶことによって、医療環境の変化や医療技術の進歩に対応できる人材を養成することが可能となる。

以上のような背景から、本学は、医療等の現場に必要な高度な専門的知識・技術と研究能力を身につけた高度専門職業人の養成をとおして、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とし、医療保健学部を基礎とした、「医療保健学研究科医療保健学専攻（以下「本研究科」という。）」を設置することとした。

本学においては、「健康社会の実現」を使命とし、2017（平成29）年4月に臨床検査技師、臨床工学技士の養成を目的として医療保健学部医療技術学科を設置し、2023（令和5）年4月に理学療法士の養成を目的として同学部に理学療法学科を設置した。前述のとおり、他の医療職との連携が必須となるなか、医療保健学部においては、開学以来、北陸地域の薬剤師養成の拠点である薬学部における教育基盤のもと、医療人を養成する教育的資産を活かし、チーム医療に積極的に関わることのできる人材を養成してきた。本研究科においても、医療保健学分野共通の幅広い視野と知識を持ち、臨床検査学、理学療法学の専門性を高めることで、患者や利用者、対象者の健康状態の向上に貢献することができるものと考えている。

また、本研究科に対する地域の需要に関する調査として、主に北陸地域（石川県、富山県、福井県）に所在する事業所等に、本研究科の設置についてアンケート調査を行ったところ、本研究科の特色や養成する人材像については、「必要である」との回答が47.3%で最も多く、「とても必要である」との回答が25.5%であることから、7割以上（72.7%）の事業所等が本研究科の人材養成等について必要性があると回答している。さらに、同アンケート調査における、本研究科が養成する人材の採用意向については、「採用したい」との回答が18.2%、「採用を検討したい」との回答が50.9%であり、半数以上の事業所等が採用を検討するとしている。以上の調査結果か

らも、本研究科の設置の必要性は極めて高いと考えられる。

### (3) 人材養成の目的及び3つのポリシー

本学がこれまで培った医療人を養成する教育的資産を生かし、医療保健分野において、高度な専門的知識と研究能力・実践力を併せ持った医療技術者を養成する研究科を設置することにより、地域医療にさらに貢献したいと考えている。

医療保健学研究科医療保健学専攻の教育理念、人材養成の目的、3つのポリシーは次のとおりである。

#### ① 教育理念

健康社会の実現に貢献できる高度な医療技術者の養成をとおして、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与する。

#### ② 人材養成の目的

臨床検査学や理学療法学の領域において、健康増進、疾病・障害の予防、保健活動や生活指導などの役割や必要性を理解し、保健医療や地域医療の課題、疾病や障害構造の変化に対応できる高い専門性を有し、臨床所見を科学的に分析する研究法と科学的根拠に基づく課題解決力・実践力を身につけ、質の高い医療技術を提供できる下記領域の高度専門職業人を養成する。

##### 【臨床検査学領域】

臨床現場で検査情報を有効活用するための専門的知識及び分析技術、感染症の原因及び感染制御に関する専門的知識、臨床現場における課題を解決するための研究手法を修得し、科学的根拠に基づき、状況に応じた医療技術と課題解決策を提供できる人材を養成する。

##### 【理学療法学領域】

運動器等に起因する身体運動機能障害及び先天障害や認知症、発達障害を含む心身機能の障害や加齢等に起因する生活機能障害の専門的知識・技術、臨床現場における課題を解決するための研究手法を修得し、科学的根拠に基づき、状況に応じた医療技術と課題解決策を提供できる人材を養成する。

#### ③ ディプロマ・ポリシー（DP：修了認定・学位授与の方針）

本研究科では、人材養成の目的に沿って以下の要件を満たし、所定の単位を修め、必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び試験に合格した者に対し、修士（医療保健学）の学位を授与する。

- 1) 健康社会の実現に貢献するために、医療保健学の高い専門性と倫理観をもって、研究及び実践に取り組むことができる能力を身につけている。（DP1）
- 2) 高度専門職業人として、現代の保健医療における課題を認識・理解し、新しい知識と技術を基に、質の高い医療技術を提供できる能力を身につけている。（DP2）
- 3) 科学的根拠に基づいた医療保健学の高度な専門的知識・技術を用い、今後の医療環境の変化に対応した課題解決策を提示できる能力を身につけている。（DP3）

#### ④ カリキュラム・ポリシー（CP：教育課程編成・実施の方針）

本研究科では、人材養成の目的を達成するため以下の方針に基づいて教育課程を編成する。また、学生の履修を支援するために、シラバスとともに、科目間の連携や学習の順序をカリキュラム・ツリー、履修モデル等で明示する。

(教育課程編成)

- 1) 高度専門職業人として基盤となる医療保健学の幅広い知識と倫理観を修得するとともに、人体の機能を多面的に理解するために、「基盤科目群」「専門科目群(共通科目)」を配置する。(CP1)
- 2) 保健医療における課題及び臨床検査学、理学療法学の最新の研究動向を理解する能力を修得するために、「専門科目群(領域科目)」に各領域の専門的知識を修得する特論科目、技術の応用・実践力を修得する演習科目を配置する。(CP2)
- 3) 医療保健学の高度な専門的知識・技術を用い、新たな知見に繋がる研究能力を修得するために、「特別研究」を配置する。(CP3)

(学修方法・評価方法)

- 1) 体系的に配置した特論科目、演習科目を通じて、課題解決能力や研究活動の実践力を養い、特別研究において、指導教員のもと、計画的な研究活動の実施により、修士論文を作成する。
- 2) シラバスに到達目標・評価基準を明示し、成績評価は到達度評価を基本とし、妥当性・客観性・信頼性のある厳格な成績評価を行う。
- 3) ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成状況を確認するため、特別研究を実施し、修士論文審査により評価する。

#### ⑤ アドミッション・ポリシー (AP: 入学者受入れの方針)

本研究科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるために、以下の能力、目的意識・意欲を持った人を広く受け入れる。

- 1) 臨床検査学、理学療法学及び関連領域の基礎的な知識・技術を有している人 (AP1)
- 2) 高度専門職業人として、研究活動や医療技術の提供を通じて、健康社会の実現に貢献したいという意欲がある人 (AP2)
- 3) 自己及び他者を尊重し、優れたコミュニケーション能力を有する人 (AP3)

#### (4) 養成する人材像と3つのポリシーの相関及び整合性

本学の使命・目的及び本研究科の教育理念、人材養成の目的に基づき策定されたディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの相関については、ディプロマ・ポリシーに定める取得すべき能力と整合する理解すべき知識・技術及び教育課程にある各科目区分をカリキュラム・ポリシーに示しており、ディプロマ・ポリシーと整合した教育課程が編成されている。さらに、各授業科目に示す概要・目的及び到達目標についても、カリキュラム・ポリシーに基づき各シラバスに記載されているとともに、各シラバスには、ディプロマ・ポリシーとの関係性が示されている。

また、アドミッション・ポリシーを示し、医療保健学をとおして健康社会の実現に貢献したいという意欲のある学生を広く受け入れる。このような考えのもと、3つのポリシーは一貫性のあるものとして策定されており、人材養成の目的及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性については、「医療保健学研究科人材養成の目的と3つのポリシー対応表」【資料5】に示すとおりである。

なお、カリキュラム・ポリシーに基づき編成した教育課程に配置する各授業科目とディプロマ・ポリシーの関係性については、「医療保健学研究科医療保健学専攻カリキュラム・マップ」【資料6】に示すとおりである。

## 2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

修士課程では、臨床検査学、理学療法学の各分野における高度な専門的知識・技術を身につけ、現場で活躍するための実践力と研究能力を磨く一方で、より高度な専門性を備えた教育者、研究者として地域社会に貢献できる人材を養成するため、修士課程開設後2年を目処に博士課程を設置することを視野に、研究への支援や教員陣の充実、研究施設の整備等の検討を進める。

### 3 研究科，専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、本学医療保健学部医療技術学科、理学療法学科を基礎として開設する。医療保健学部の学びを発展させ、教育の連続性を明確にするため、「北陸大学大学院医療保健学研究科医療保健学専攻」とし、学位の名称は「修士（医療保健学）」とする。

研究科の名称：医療保健学研究科

【Graduate School of Health and Medical Sciences】

専攻の名称：医療保健学専攻

【Department of Health Sciences】

学位の名称：修士（医療保健学）

【Master of Health Sciences】

#### 4 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）

##### (1) 教育課程編成の基本方針

本研究科は、臨床検査学、理学療法学及び関連領域の教育を受けた学生や社会人などに対し、高度な専門的知識と研究能力・実践力を身につけるための教育課程を編成し実施する。

本研究科では、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」【資料4】に挙げられた、大学院に求められる人材養成機能4項目のうち、「②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を念頭に、基礎となる医療保健学部の学びを基盤とした、臨床検査学、理学療法学における体系的な教育課程を編成する。

カリキュラム・ポリシーに基づき編成された教育課程は、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーを踏まえたものであり、これらの関連性及び開講する科目間の順次性をカリキュラム・マップ【資料6】及びカリキュラム・ツリー【資料7】をもって俯瞰的に示す。

##### (2) カリキュラム・ポリシー(CP)の各項目と教育課程（各授業科目）の整合性

人材養成の目的及びディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成する。カリキュラム・ポリシーの教育課程編成（CP1～CP3）においては、対応する科目区分等を明記しており、以下のとおり各授業科目と整合している。

カリキュラム・ポリシーの各項目と授業科目の対応表

カリキュラム・ポリシー (教育課程編成)		対応する科目区分	対応する授業科目
CP1	高度専門職業人として基盤となる医療保健学の幅広い知識と倫理観を修得するとともに、人体の機能を多面的に理解するために、「基盤科目群」「専門科目群（共通科目）」を配置する。	基盤科目群 専門科目群（共通科目）	医療保健学特論、医療保健学研究法特論、地域医療連携特論、病態生理学特論、健康医科学特論、医療統計学特論、疾患薬理学特論、健康心理学特論、教育方法学特論、臨床教育学特論、人体機能学特論、人体機能学演習
CP2	保健医療における課題及び臨床検査学、理学療法学の最新の研究動向を理解する能力を修得するために、「専門科目群（領域科目）」に各領域の専門的知識を修得する特論科目、技術の応用・実践力を修得する演習科目を配置する。	専門科目群（領域科目）	<臨床検査学領域> 病態分析検査学特論、病態分析検査学演習、感染制御学特論、感染制御学演習  <理学療法学領域> 運動機能回復学特論、運動機能回復学演習、生活機能回復学特論、生活機能回復学演習
CP3	医療保健学の高度な専門的知識・技術を用い、新たな知見に繋がる研究能力を修得するために、「特別研究」を配置する。	特別研究	医療保健学特別研究

##### (3) 教育課程の編成の体系性

###### ① 基盤科目群

基盤科目群では、高度専門職業人としての基礎的素養である高い専門性と倫理観、医療保健学の研究遂行に必要な知識と技術を身につけるため、必修科目として「医

療保健学特論」「医療保健学研究法特論」の2科目を配置する。

選択科目として、医療制度や地域包括ケアシステムに係る理解を深化させる「地域医療連携特論」、各疾患で現われる症状や異常検査値、治療アプローチを理解する「病態生理学特論」、分子・細胞・個体レベルにおける薬物の薬理、治療学的応用性を理解する「疾患薬理学特論」、健康科学全般を総括的に理解する「健康医科学特論」、心身の健康を心理学的側面から理解する「健康心理学特論」、医療分野における統計手法を修得する「医療統計学特論」を配置する。

また、後進を育成する管理能力に秀でた高度専門職業人を目指す者、将来的に教育者を目指す者のために、教育及び人材育成の基盤となる理論や制度等について理解する「教育方法学特論」「臨床教育学特論」を選択科目として配置する。

## ② 専門科目群

専門科目群は、医療保健学の専門的知識と技術を身につけることを目的として、「共通科目」「領域科目」を置き、それぞれ特論と演習を配置する。

### 1) 共通科目

質の高い医療を提供する高度専門職業人に必須となる人体機能を多面的に理解し、専門領域への研究へ繋げるために、「人体機能学特論」「人体機能学演習」を必修科目として配置する。

「人体機能学特論」は、人体機能を、生命維持を担う機能、外界に適応する機能に大別し、個体、臓器、細胞及び分子レベルで理解し、各レベルにおける人体機能を解析するための研究手法を修得する。「人体機能学演習」は、文献抄読及び討論等を通して、人間の多様な生理機能を、組織学、電気生理学、生物学、生化学の観点から理解し、多様な研究手法を修得する。

### 2) 領域科目

領域科目には、「臨床検査学領域」「理学療法学領域」の2つの専門領域を置く。各領域を選択した学生が、専門性を高め、最新の研究動向を理解するために、専門的知識を修得する特論科目と、技術の応用と実践力を修得する演習科目を配置する。

#### ア. 臨床検査学領域

「病態分析検査学特論」「病態分析検査学演習」では、検査情報を臨床現場で活用するための専門的知識及び分析技術を修得したうえで、実験計画の立案をすることができる研究構築能力を修得する。

「感染制御学特論」「感染制御学演習」では、感染症の原因及び感染制御に関する専門的知識を修得したうえで、感染症事例から感染制御のアプローチを学び、臨床現場における問題を解決するための研究手法を修得する。

#### イ. 理学療法学領域

「運動機能回復学特論」「運動機能回復学演習」では、運動器及び呼吸循環代謝機能の障害に対するリハビリテーション学の現状と未来について、国内外の文献を渉猟し、最新の知見を知ることで、臨床所見を科学的に捉えるために必要な研究手法を修得する。

「生活機能回復学特論」「生活機能回復学演習」では、先天障害や認知症、発達障害を含む心身機能の障害や加齢等に起因する生活機能障害について、専門的理解を促進し、生活機能の回復に関する方法論及び臨床場面での問題を解決するための研究手法を修得する。

### ③ 特別研究

各専門領域における研究テーマから、国内外の文献講読、調査・実験、研究データの解釈と検証を行い、研究成果を修士論文として作成するための指導を行うことを目的として、「医療保健学特別研究」を必修科目として配置する。

### (4) 一単位時間の設定の考え方及び授業期間

単位時間数については、講義及び演習は 15 時間から 30 時間までの範囲、実験、実習及び実技は 30 時間から 45 時間までの範囲をもって 1 単位とする。また、1 年間の授業期間は、35 週にわたることを原則とする。大学院教育においては、研究活動に多くの時間を費やす必要があるため、授業期間外に十分な研究時間が確保できるよう、1 学期の授業期間は 13 週とする。また、1 時限の授業時間を 105 分とすることで、集中的な議論等が可能となる。

## 5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 教育方法

#### ① 配当年次

学年は、前期と後期の2学期制を原則とし、基盤科目群及び専門科目群（共通科目）を1年次前期及び後期、専門科目群（領域科目）を1年次後期及び2年次前期に配当する。特別研究については、研究時間を十分に確保し、学生が設定した研究テーマについて長期的に取り組むことができるよう、1年次後期から2年次通年に配当する。

#### ② 授業形態

本研究科における授業は、講義及び演習形式により実施する。基盤科目群、専門科目群の特論科目については、専門的知識や理論の修得、科学的根拠に基づく理論に重点を置くため、主に講義による授業形態とする。専門科目群の演習科目及び特別研究については、専門領域における高度な専門技術の実践や国内外の文献、事例の検討等を行うため、専任教員の指導による演習形式とし、各々の領域における課題の探求、高度な技術の修得を目指す。

### (2) 履修指導の方法

#### ① 研究領域の選定

入学希望者は、出願前に指導を受けたい教員に対し、訪問又はオンライン会議システム等を利用して次の内容を相談する。

- ・大学院で学びたい研究内容や研究課題、研究指導教員の専門分野との整合性
- ・研究指導教員の研究指導方針及び方法
- ・カリキュラム、履修モデル
- ・社会人の場合、勤務と受講の両立の可否
- ・その他

なお、指導を希望する教員が不明確な受験生については研究科長が相談に応じる。

#### ② 履修指導及び支援

入学時ガイダンスにおいて、本研究科における履修方法等を確認し、研究課題の決定、研究計画の立案、修士論文の作成に至るプロセスの理解を図る。研究指導教員は、学生の興味関心や、実務経験、修了後の進路等に合わせた履修指導を行い、研究指導補助教員と共に、研究の実施、修士論文の作成、発表を支援する。また、科目担当教員も、学生の研究課題解明に必要な相談に応じる。

#### ③ 履修モデルの提示

学生の志望や将来の進路に適した授業科目を体系的に選択できるよう、履修モデルを活用し、効率的で効果的な履修指導を行う。履修モデルは、専門領域に応じて提示する。【資料8：医療保健学専攻履修モデル】

また、本研究科においては、社会人が在職のまま修学することができるよう、長期履修制度を設ける。長期履修生に対しても、履修モデルを提示する。【資料9：医療保健学専攻長期履修モデル】

#### ④ シラバスの作成

学生の自己の研究課題の実施に効果的な科目を選択できるよう、すべての授業科

目においてシラバスを作成する。開講授業科目の概要と目的、到達目標、準備学習、授業方法、成績評価の基準・方法、教科書及び参考書、授業回ごとの授業計画等を学生に明示する。

### (3) 研究指導の方法

研究指導教員は学生が円滑に研究を実施し、修士の学位を取得できるよう、次のとおり研究指導を行う。【資料 10：履修指導及び研究指導の方法・スケジュール】

#### ① 研究指導教員及び研究課題の決定（1年次4月～5月）

学生は、入学時に希望する研究領域及び研究指導教員を北陸大学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に提出する。研究科委員会は、学生の希望をもとに、研究指導教員及び研究指導補助教員を決定し、学生に通知する。研究指導教員は学生と面談を行い、その内容に基づき、研究に必要な専門科目、目指す人材像に必要な学力を養う基盤科目について、授業科目の履修を指導する。また、学生の希望する研究課題、指導教員の専門分野、指導環境等を勘案して、学生と相談しながら研究課題を決定し、研究科委員会に報告する。

#### ② 研究計画の立案及び指導（1年次5月～9月）

1) 研究指導教員は、決定した研究課題について、月に1回程度、学生と面談の時間を設け、研究計画の立案方法を指導する。また、研究科委員会において、適宜進捗状況を報告する。

2) 学生は、決定した研究課題についての研究計画を立案し、修士課程研究計画書・研究指導計画書を研究科委員会へ提出する。修士課程研究計画書・研究指導計画書は、研究題目及び研究計画を学生が記入し、学生が立案した研究計画に対する指導計画を研究指導教員が記載する。

学生は研究開始前に、研究課題が人を対象とする場合は、「北陸大学人を対象とする研究に関する倫理審査規程」【資料 11】に基づき、北陸大学人を対象とする研究倫理審査委員会の倫理審査を受ける。また、動物実験の場合は、「北陸大学動物実験規程」【資料 12】「北陸大学動物実験委員会規程」【資料 13】に基づき、北陸大学動物実験委員会の審査を受ける。

#### ③ 研究の遂行及び指導（1年次10月～2年次9月）

1) 学生は、研究計画に従い研究を遂行する。1年次では、主に文献調査、先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究方法を選択した上で、予備実験及び調査等を実施する。2年次当初には本格的に研究活動を開始し、データ収集、解析等を行い、研究成果のまとめへ向かう。また、中間発表会に向けた準備を行う。

2) 研究指導教員及び研究指導補助教員は、研究の進行状況確認、文献抄読等を行うほか、研究遂行に関わる全般的な指導を行い、研究成果のまとめ方を指導する。また、中間発表会に向けた指導を行う。

3) 研究指導教員及び研究指導補助教員、研究科委員会は、2年次4月に学生の研究の進行状況を確認し、状況に応じた指導を行う。

#### ④ 主査及び副査の決定（2年次7月）

論文審査は、主査1名、副査2名により行う。主査及び副査は、審査の公平性、客観性の観点から、研究指導教員を除き、学生の研究課題に近い専門分野の教員を研究科委員会において選任する。

**⑤ 中間発表（2年次10月）**

- 1) 研究科委員会は、研究の進行状況や研究成果を確認するため、学内で公開の中間発表会を開催する。
- 2) 学生は、これまでの研究成果を中間発表会にて発表する。主査及び副査は、発表内容に関わる問題点等を指摘、助言する。また、研究指導教員は、主査及び副査から指摘された問題点等の解決方法についての指導を行う。

**⑥ 修士論文の作成及びその指導（2年次10月～1月）**

- 1) 学生は、中間発表までの研究成果をもとに修士論文の作成を開始し、発表会での質疑、主査及び副査からの指摘を踏まえ、修士論文をまとめる。
- 2) 研究指導教員は、学生の修士論文について、論文の全体構成、資料及びデータの整理法、図表の作成など、論文完成までの指導を行う。

**⑦ 研究発表会（2年次1月）**

- 1) 研究科委員会は、修士論文にかかる研究発表の場として、公開の研究発表会を開催する。
- 2) 学生は、中間発表で指摘された問題点への対応等も含めて研究を完成させ、研究発表を行う。主査及び副査は、発表内容に関わる問題点等を指摘、助言する。また、研究指導教員は、主査及び副査から指摘された問題点等の解決方法についての指導を行う。

**⑧ 修士論文の提出及び最終試験並びに合否判定**

- 1) 学生は、完成させた修士論文を所定の期日（2月中旬）までに提出する。
- 2) 主査及び副査は、提出された修士論文を審査基準に基づき審査するとともに、その論文の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、これらの結果を研究科委員会に報告する。
- 3) 研究科委員会は、主査及び副査による修士論文の審査結果及び最終試験（口頭試問）の判定結果並びに当該学生の単位取得状況により、修士課程修了の合否を判定する。

**⑨ 修士課程の修了及び学位の授与**

- 1) 学長は、研究科委員会の判定に基づき修士課程の修了を認定し、「修士（医療保健学）」の学位を授与する。
- 2) 学位の授与は学位記を交付して行う。

**(4) 論文審査基準及び学位授与の判定基準**

修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）並びに単位取得状況により、学位授与の判定を行う。修士論文の審査基準は次のとおりである。

また、最終試験（口頭試問）では、当該修士論文について、明確に説明することができ、ディプロマ・ポリシーに示す能力を有しているか等を多角的に審査する。

- ① 研究テーマの設定が、当該専門領域における課題であり、学位に対して妥当なものである。
- ② 研究目的が明確に設定されており、研究計画の立案及び研究の遂行において、適切な倫理的配慮がとられている。
- ③ 研究目的を達成するために、適切な研究方法が用いられている。
- ④ 研究成果がエビデンスに基づき論理的に記述され、論文内容は、学術的意義及び社会的意義が見いだせる内容である。

- ⑤ 研究内容について、本研究科が開催する報告会で1研究テーマにつき2回（中間発表会、研究発表会）以上の報告が行われている。
- ⑥ 研究発表において研究内容を論理的に表現する力を有している。

#### (5) 修了要件

本研究科に2年以上在学し、次の各科目区分における必要単位数を満たした上で、合計30単位以上を修得し、本研究科が実施する修士論文の審査及び最終試験（口頭試験）に合格したものとする。

- ・基盤科目群から必修科目6単位を修得する。
- ・専門科目群の共通科目から必修科目4単位、領域科目の専攻する領域から4単位以上を修得する。
- ・特別研究から必修8単位を修得する。
- ・基盤科目群及び専門科目群の選択科目から8単位以上を修得する。

## 6 基礎となる学部との関係

本研究科の基礎となる医療保健学部では、科学的かつ専門的な知識と技術を身につけ、チーム医療に積極的に関わることができる医療技術者の養成を図る教育課程を編成している。具体的には、一般教養科目では医療技術者としての人間性と幅広い教養を養うため「生命・医療倫理学」「自然科学概論」を修得した上で、科学的な問題解決能力を培うため「情報リテラシー」「データサイエンス」を配置している。次に、専門基礎科目では人体の正常構造・機能と疾病の成り立ちを理解するため、解剖学、生理学、病理学に関わる科目を配置している。また、専門科目では臨床検査学あるいは理学療法学の各分野についての講義・実習科目を配置することに加えて、チーム医療に関する理解を深めるための「専門職連携演習」「地域チーム医療論」「チーム医療論」も配置している。そして、4年間の学びの総括に相当する「卒業研究」では、臨床検査学あるいは理学療法学の研究を実践することで専門性や考える力を養う教育を行っている。

本研究科では、上述した医療保健学部の学修をさらに深化、発展させ、高い専門性と発展的な医療保健学の知識を身につけるための教育課程を編成する。そして、高度な専門的知識と研究能力・実践力を身につけ、質の高い医療を提供できる高度専門職業人を養成する。【資料 14：基礎となる学部との関係図】

## 7 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

大学院の授業は、原則として教室等において対面で行うことを想定しているが、社会人が在職したまま修学するための支援等を目的として、ICT を活用したオンライン授業を活用することとする。音声やチャット機能を利用し、教員と学生が双方向でのやり取りが可能となる体制を確保する。講義形式の授業については、一部多様なメディアを利用した授業を導入することで、学生は時間や場所を選ばず授業を受講することができる。オンデマンド授業においても、理解度の確認や質疑応答の機会を設けることで、対面授業と同等の教育効果を確保する。

## 8 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本研究科では、社会人が在職のまま修学することができるよう、大学院設置基準第14条に基づく教育を行う。

### (1) 修業年限

修業年限は2年とし、在学年数は4年を超えることはできない。ただし、在職のまま修学する者及び育児、介護等の事情により、修業年限での教育課程の履修が困難な者を対象として、3年または4年を限度として一定の期間にわたり教育課程を履修することができる長期履修制度を設ける。長期履修制度希望者は、入学前の所定の期日までに本学所定の用紙にて申請する。

研究科委員会は、審議のうえ、可否を決定する。

### (2) 履修指導及び研究指導の方法

研究指導教員は、研究課題についての研究計画の立案、研究計画に基づく研究の遂行、修士論文作成から完成に至るまで指導を行う。【資料 15：履修指導及び研究指導の方法・スケジュール（長期履修）】

### (3) 授業の実施方法

本研究科には社会人が在職のまま修学することも想定されるため、平日5限や土曜日、長期休暇中の集中講義など、より学びやすい環境を設定する。また、オンラインやオンデマンド方式など、各学生に合わせた柔軟な対応を行う。【資料 16：医療保健学専攻時間割案】

### (4) 教員の負担の程度

本研究科の専任教員は医療保健学部との兼担のため、研究時間を確保するとともに、過度な負担とならないよう担当授業科目数の調整等を行う。

### (5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館は、平日は9時から19時30分、土曜日は9時から17時まで開館している。図書館内にあるすべての資料の所蔵情報は図書館の開館時間を問わず、OPACより学内外からも検索が可能である。また、研究に支障がないよう、事前申請により閉館後の貸し出しを行う。

学生の厚生等への対応については、学内の売店が18時まで営業しているほか、教務課及び学生課の職員は、当番制の時差出勤により18時半まで勤務している。なお、事務手続きについては、メールや電話等により、柔軟な対応を行う。

### (6) 入学者選抜の概要

入学者選抜の方法は、一般選抜、社会人選抜により行う。詳細は、「9. 入学者選抜の概要」に記載する。

## 9 入学者選抜の概要

本研究科は、4年制大学卒業生のほか、短期大学や専修学校の卒業生で一定の要件を満たした者に個別の入学審査を行った上で出願資格を与え、学修に対する意欲を持つ者に対し、門戸を広げる。

入学者選抜を行うにあたり、出願前に入学希望者が研究内容や研究課題等について、指導を希望する教員に対し相談する機会を設ける。

### (1) 入学者選抜方法

本研究科の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、一般選抜及び社会人選抜の区分で実施し、募集人員は併せて3人とする。

#### ① 一般選抜

##### 1) 出願資格

次のいずれかに該当する者、または次のいずれかについて入学前年度3月31日までに該当する見込みの者。

- ア. 大学を卒業した者。
- イ. 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者。
- ウ. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- エ. 文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上あること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者。
- オ. 文部科学大臣の指定した者。
- カ. 本研究科の定めるところにより、個別の出願資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。（入学年度の前年度の3月31日までに満22歳に達する者に限る。）

##### 2) 選抜方法

筆記試験、面接（口述試験を含む）、出願書類（成績証明書及び志望理由書）による総合判定とする。

##### 3) APと一般入試の関係性

評価方法	AP1	AP2	AP3
筆記試験	○		
面接（口述試験）	○	○	○
出願書類	○	○	

#### ② 社会人選抜

##### 1) 出願資格

一般選抜の出願資格のいずれかに該当する者で、臨床検査学または理学療法学及び関連領域における実務経験を入学時点で1年以上有する者。

2) 選抜方法

面接（口述試験を含む）、出願書類（志望理由書等）等による総合判定とする。

3) AP と一般入試の関係性

評価方法	AP1	AP2	AP3
面接（口述試験）	○	○	○
出願書類	○	○	

(2) 入学者選抜体制

入学者選抜は、「北陸大学大学院入学者選抜規程」に基づき、入学者選抜に関する学生募集要項の策定、選抜の実施、合否判定等を研究科委員会が行い、学長が入学を許可する。

## 10 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

### (1) 教員組織の編制と特色

本研究科は、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与するため、医療保健学に関する高度な専門的知識と研究能力・実践力を身につけ、質の高い医療を提供できる高度専門職業人を養成することを目的としている。

理論的な知識や実践的な技術を体系的に履修することができる教育課程を編制するため、基礎となる学部である医療保健学部の教育経験、研究業績、実務経験の豊富な教授、准教授、講師、助教を専任教員として配置する。学部から大学院に入学を希望する学生には、引き続き個々の学生の特性に応じた教育及び研究指導が可能となる。また、病院等での実務経験を有する学生には、実務経験に即した実践力を向上させるための高度な教育及び研究指導を行うことができる。

本研究科の専任教員は、博士（15人）、修士（1人）の学位を有した、教授8人、准教授4人、講師3人、助教1人の計16人で編成し、臨床検査技師の資格保持者6人、理学療法士の資格保持者7人、医師（リハビリテーション専門医）1人が含まれている。

専門科目群の「臨床検査学領域」には、病院等での実務経験を有する学生のニーズにも対応できる臨床検査技師の資格を持つ教授4人、准教授1人、助教1人を配置する。また、そのうち1人は、細胞診断士及び国際細胞診断士の資格を有している。

「理学療法学領域」には、医師免許（リハビリテーション専門医）を有する教員1人、理学療法士の資格を有する教員7人が十分な実務経験を有している。また、より専門性の高い臨床技能を有する理学療法士として、認定理学療法士、専門理学療法士の資格を有した教員が4人いる。理学療法士免許取得者には日本理学療法士協会副会長、日本神経理学療法学会理事長も含まれている。

「医療保健学特別研究」においては、十分な研究業績を有する教授8人、准教授4人、講師3人の計15人を配置する。

今後も、十分な研究業績と実務経験を備えた教員を配置することを教員組織の編制方針としている。

### (2) 教員組織の年齢構成

本研究科の専任教員の年齢構成は、60歳代5人、50歳代2人、40歳代4人、30歳代5人となっている。

教授は40歳代から60歳代の教育、研究及び実務経験の豊富な人材を配置し、准教授は30歳代及び40歳代の研究業績を有する中堅層、講師及び助教は10年以上の実務経験や研究業績を有する博士の学位を持つ30歳代の人材を任用する。

専任教員の就任時期は、すでに基礎となる学部の医療保健学部に全員が所属していることから、2025（令和7）年度となる。専任教員のうち、既に本学教員の定年年齢である満65歳を超える教員が3人含まれるが、本学就業規則【資料17：学校法人北陸大学就業規則（抜粋）】において、学部等の新設に伴い採用され、設置認可申請教員名簿に登載された教員については、採用時の年齢が満60歳以上の者の定年を採用日から2年、または任期制に基づき採用した者は任期満了までと規定されており、教育研究に支障をきたさないようにしている。このほか、同じく就業規則で大学運営上引き続き勤務させる必要があると認めた定年退職教員については、特任教員として勤務させることができると規定されており、完成年度まで教員組織の維持に特段の問題はない。なお、安定した教員組織を編制するため、中堅及び若手教員の育成支援として、学内外者による教育研究に関する講演会及び研修会等の開催、学会及び研修会等の参

加促進、FD 研修会の実施など、個々の教員の資質開発及び能力向上の機会を提供していく。

完成年度以降の教員組織については、大学院設置基準に基づく教授、准教授及び講師等の職位構成や年齢構成を適切に保つことに留意しつつ、教育研究目的を達成するために、開設当初の授業科目を継続して開講し、教育研究水準を継続する。退職教員の補充については、公募等にて学外の人材の採用、または教育研究上の実績を備えた准教授の適切な業績評価に基づく教授への昇格により、教授等の補充を行い円滑な運営を維持していく。完成年度で定年を迎える教員の分野については、開設年度より本研究科内で補充人事の検討を開始し、定年以外の教員の年齢や職位を考慮したうえで、公募人事を開始する予定である。

### (3) 教職員による組織的な連携体制

大学全体の管理運営は、学長のもとに法人と大学の教員及び職員の責任者で構成されている教学運営協議会を中心に置き、全学的に取り組むべき教育施策について審議を行っている。今後は、当該協議会へ研究科長が加わり、大学全体での教育活動を進めていく。

大学全体で審議の必要のある事項については、各学部の代表教員及び主管部署の職員が委員として活動しており、問題点の共有や課題解決を図り効果的に運営している。これらの既存の委員会に研究科より委員が加わる形で進めていく。また、学生調査や成績をもとに本学の教育活動の質向上を目的とした全学 FD・SD 活動は、全教職員が参加している。

## 11 研究の実施についての考え方、体制、取組

### (1) 研究実施についての考え方

本学では、研究活動の基本方針を次のとおり定め周知しており、新たに着任する教職員に対しても、研究倫理等を含め本学における研究活動の考え方を入職時の説明会において周知している。

研究活動基本方針：

大学の使命・目的である「健康社会の実現」のため、総合大学としての多様性を活かし、特色ある研究や地域の課題解決など社会のニーズに応える研究を推進する。研究の高度化を図り、質の高い研究成果を教育に還元し、社会実装に取り組み、地域社会の発展に寄与する。

### (2) 研究実施体制及び取組内容

研究の実施に係る全学的な事項を審議、決定する組織として、学長を委員長とした産学官・地域連携委員会を設置している。その下に各学部から選任された教員及び研究支援部署の職員で構成する研究推進委員会を設置し、研究活動基本方針に定めた、目的等の達成に向けた各種取り組みに関する審議立案を行い、具体的な研究環境の整備、制度の構築等について企画、実行している。本研究科開設後は、研究推進委員会構成員に、研究科の教員を加え、取組みの充実を図ることとする。

また、これらの委員会組織の他、事務局に委員会の運営を含め、研究の推進に係る各種事務を取り扱う部署として社会連携研究推進部を設置し、職員を配置している。

社会連携研究推進部では、学内研究費の管理、科学研究費をはじめとする外部資金の獲得支援及び管理、研究倫理、研究費の適正利用、知財管理、研究成果の発信等の業務を担当し、研究活動をサポートしている。なお、URA の配置はないが、研究活動支援のため職員が URA に関する研修会に参加しているほか、2022（令和4）年度にはURA 制度に関するSD研修会を行った。

また、本学では、すべての教員に対し、年1回利益相反自己申告書の提出並びに研究倫理講習の受講を義務としている。科学研究費助成金等の外部資金獲得は継続的に行われているが、更なる活性化のために、各教員の教育研究能力の向上に資する研究資金として個人教育研究費、さらに共同研究を支援するための北陸大学特別研究助成制度を設けている。

個人教育研究費は年度当初に教員から提出される計画書に基づき配分され、新規採用教員には初度費を加算しているほか、外部研究資金を獲得した教員には受入金額の一部を研究環境整備費として加算し、研究環境の整備に資している。また、2024（令和6）年度より、過去3年間の研究活動の状況に応じ、研究費を加算配分する。また、学内公募型研究助成金である、北陸大学特別研究助成制度に採択された研究については、研究成果発表会で報告を行うとともに成果報告書を北陸大学機関リポジトリに掲載している。

## 12 施設、設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

本学は、石川県金沢市の東南部の丘陵地に位置する。薬学キャンパスと太陽が丘キャンパスを有し、両キャンパス間は車で約7分の距離にある。本研究科は太陽が丘キャンパスにて教育研究活動を行う。

大学のキャンパスは、学生と教職員が日々教育研究活動を行い、一日において最も多くの時間を過ごす場所であるとも言え、その環境の重要性は非常に大きい。本学は、建学の精神である「自然を愛し 生命を尊び 真理を究める人間の形成」を実現するため、教育研究活動を通じ、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、豊かな人間性を涵養する知の探求のための重要な空間として、緑豊かな自然環境や眺望を活かし、学生・教職員の交流はもちろん卒業生や地域住民が集う活気あふれるキャンパスを目指して整備を行っている。

太陽が丘キャンパスの校地は、75,306.98 m<sup>2</sup>と十分な面積を有しており、ゆとりある空間構成となっている。キャンパス内には、食堂やカフェ、売店を設けているほか、校舎内に学生ホールを整備して学生の休息時のスペースを確保している。運動施設については、太陽が丘キャンパスに柔道場及びトレーニングルームを併設する体育館兼講堂(4,529.65 m<sup>2</sup>)、野球・ソフトボール等に使用するグラウンド(16,978.15 m<sup>2</sup>)、フットボールパーク(人工芝サッカーコート2面・22,940.84 m<sup>2</sup>)、人工芝テニスコート3面(3,581.79 m<sup>2</sup>)、屋内運動施設(人工芝・1,203.75 m<sup>2</sup>)を整備しており、教育及び厚生補導を行う上で十分な広さと設備を確保している。

### (2) 校舎等施設の整備計画

本研究科の授業は、基礎となる医療保健学部が主に使用する、太陽が丘3号棟及び4号棟で行う。太陽が丘3号棟及び4号棟は、講義室、演習室、実験研究室、実習室、実習用機器・備品が整備されており、各施設及び備品を学部と共用する。各施設の使用については、学部及び研究科間において調整を行い、支障がないように時間割を設定する。【資料 16：医療保健学専攻時間割案】 【資料 18：太陽が丘3号棟(206H、207H、208H)及び4号棟(101R、104R、208R、209R、210R、305R、306R)実習用機器・備品一覧】

また、本専攻の学生用研究室を1室整備する。本専攻は、入学定員3人、収容定員6人としており、また、長期履修制度を導入するため、約10名の利用が可能となる研究室を整備予定である。研究室には、机、プリンターを整備する。【資料 19：学生用研究室の見取図】

### (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

#### ① 図書等の資料の整備計画

本学の図書館は、太陽が丘キャンパスに本館(2,494.83 m<sup>2</sup>)、薬学キャンパスに薬学部分館(1,194 m<sup>2</sup>)があり、合計約24万冊の蔵書がある。基礎となる医療保健学部医療技術学科開設(2017(平成29)年)、同理学療法学科開設(2023(令和5)年)の際に、必要な図書を整備しており、本研究科においてもそれらを共用し、蔵書については、毎年度に定期的な整備を行う。

電子ジャーナル、データベース等のオンライン資料も豊富に有しており、最新の情報を提供できる環境を整備している。契約しているデータベースは、医中誌 Web やメディカルオンライン、PierOnline のほか、ジャパンナレッジ Lib、読売新聞や

日経テレコンのデータベース SciFindern（科学情報検索ツール）等、専門的な外国データベースも契約、利用提供している。電子ジャーナルはパッケージ契約やトランザクション契約で多くの論文を閲覧することができる。なかでもエルゼビア社が発行する論文は、トランザクション契約で全ての電子ジャーナルが論文単位で利用できる。【資料 20：電子ジャーナル一覧】

また、電子書籍を約 1,200 タイトル揃えており、パソコンやスマートフォン、タブレット等からも利用可能である

## ② 図書館の整備計画

図書館本館は、地上 4 階建て、延床面積 2,494.83 m<sup>2</sup>で閲覧席 420 席配置しており、1 階に新聞、雑誌閲覧コーナー、視聴覚及びパソコンコーナーが整備されている。パソコンコーナーには、図書館資料の検索やレポートの作成に利用可能なパソコンが 10 台設置されている。館内蔵書検索システムは、Smart & Small Library System Mike が導入されており、自宅のパソコンからでも貸出中の資料の予約、貸出状況の確認、相互利用や購入の申し込み等ができるシステムとなっている。薬学キャンパスにある薬学図書館が所蔵する資料については、両キャンパス間で結ぶメール便を活用する学内相互貸借により、太陽が丘キャンパスで貸し出し・返却手続きを行うことができる。また、両キャンパスの図書館をシャトル便（約 7 分）で結んでいる。開館時間は、平日は本館が 9 時から 19 時 30 分、薬学図書館が 9 時から 20 時、土曜は両キャンパス図書館とも 17 時まで開館している。

また、本館にアクティブラーニング教室（2～4 階に各 1 室）が整備されているほか、館内では Wi-Fi を利用した教育研究活動が可能となっている。

## ③ 他大学図書館等との協力

本学図書館は私立大学図書館協会に加盟するとともに、地域の私立大学図書館との連携を重視して私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会加盟館として相互利用協定を結び、相互協力活動を行っている。さらに本学は、国立情報学研究所の NACSIS-ILL（図書館間相互貸借システム）に加盟し、文献複写、相互貸借により利用者サービスの充実に努めている。加えて、石川県内図書館ネットワークに参加し、県内の公共図書館や一部の大学図書館の図書を無料で借用できることにより、利用者の更なるサービスの充実に努めている。

## 13 管理運営

大学全体の管理運営は、学長のもとに法人と大学の責任者で構成されている教学運営協議会を設置し、全学的に取り組むべき教育施策について審議を行い、教学と法人間の意思疎通を図っている。大学院においては、研究科委員会を中心に行う。

なお、研究科及び学部の共通事項に関しては、既存の委員会に研究科より委員が加わり、協働で審議する。

### (1) 教学運営協議会

教育の質的向上の他、特色のある大学として地域を支える大学づくり、国内外の大学や諸機関と連携した教育研究など、本学が組織的、体系的に取り組む教育施策について審議するために教学運営協議会を設置している。学長が議長となり、副学長、常任理事会において選任された常任理事、学部長、研究科長、学生部長、教務部長、留学生別科長、事務局長、学事本部長、管理本部長、そのほか学長が特に必要と認められた者をもって組織され、次の事項について審議する。

- 1) 教育の中長期計画及び事業計画に関すること
- 2) 全学的な教育編成方針に関すること
- 3) 教育の質保証・質的向上に関すること
- 4) 教学運営のPDCAサイクル確立に関すること
- 5) 教育における地域との連携協力に関すること
- 6) 国内外の大学や諸機関との連携協力に関すること
- 7) その他全学的な教育に関すること

### (2) 研究科委員会

大学院の教育に関する事項を審議するため、大学院学則第5条の規定に基づき、研究科委員会を設置する。研究科委員会は、原則として月1回開催する。委員会は、研究科長、研究科の専任の教授、そのほか研究科長が指名した者をもって構成し、次の事項について審議する。

- 1) 学生の入学及び課程の修了に関すること
- 2) 学位の授与に関すること
- 3) 学位論文の審査に関すること
- 4) 教育課程に関すること
- 5) 学籍に関すること
- 6) 学生の指導及び賞罰に関すること
- 7) その他研究科に関する重要なこと
- 8) 学長の諮問事項

本研究科は医療保健学部を基礎とするが、管理運営については、医療保健学研究科委員会において行われるため、運営においては独立性を確保している。

## 14 自己点検・評価

本学では、2013（平成 25）年度以降の毎年度、大学全体の自己点検・評価を実施し、いずれも自己点検・評価報告書としてとりまとめ、公表している。

2004（平成 16）年度に制度化された第三者評価に関しては、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を 2007（平成 19）年度、2014（平成 26）年度、2021（令和 3）年度に受審し、同機構が定める大学評価基準に適合していると認定された。

### (1) 実施方法

本学では、大学教育における教育の理念、目的に照らし、教育研究等の活動の状況を点検・評価し、現状を把握、分析するとともに、その結果により教育研究等の活動の改善、向上を図ることを目的として、「北陸大学自己点検・評価規程」に基づき自己点検・評価を実施することとしている。

具体的には、学長のもとに担当理事、副学長、研究科長、学部長ほか学内各部局長により編成される北陸大学自己点検・評価委員会を置き、各部局において自己点検・評価を行った上で全体的な自己点検・評価を行う。本研究科においても研究科長等が委員として本委員会に加わり、本研究科に関する自己点検・評価活動の中心的役割を果たすこととなる。

### (2) 実施体制

自己点検・評価の実施にあたって、「北陸大学自己点検・評価規程」に定める基本的な評価項目、評価基準に従い、自己点検・評価委員会の統括のもとに、全学構成員の参画により自己点検・評価を行う。本研究科の自己点検・評価については、研究科長を責任者として、点検・評価項目ごとに実施し、その結果を委員会に報告する。

上記の実施体制に基づき、自主性と自立性のもとに、継続性と客観性を確保しつつ、自己点検・評価を実施できる体制を整備する。また、研究科としての中長期的な目標設定と具体的な計画策定を行い、その達成状況の評価及び評価結果の活用が可能となるシステムを構築し、教育研究活動の充実と向上を図っていく。

### (3) 結果の活用・公表

自己点検・評価の結果については、その内容を公表して教育研究活動の状況を明らかにし、社会の評価を受けることを通して教育内容や方法の改善を図り、教育研究活動の充実と向上に努めていく。

自己点検・評価報告書は、大学として社会に対する説明責任を果たす観点から、ホームページでの公開や自己点検・評価報告書の作成、関係諸機関等への配布等により公表することとする。また、学内の教職員に配布し、大学の現況と問題点の共通理解を図ることで、各担当部署での業務改善と全学 FD・SD 活動に繋げていく。

### (4) 評価項目

自己点検・評価の項目は、「北陸大学自己点検・評価規程」において、本学が加盟する公益財団法人日本高等教育評価機構の認証評価基準に沿いながら、本学の視点も加えて定められており、この基準に従い実施していく方針である。

本研究科では、研究科の目的に即した教育研究活動の状況を点検・評価する専門分

野別の自己点検・評価を促進していくことが重要であることから、評価項目については、大学全体の自己点検・評価の基本方針を踏まえた上で、以下の評価項目に随時追加しながら点検・評価を行うこととする。

- ① 研究科・専攻の基本理念及び使命・目的、個性・特色
- ② 教育研究組織と教員組織
- ③ 教育・研究活動
- ④ 教育研究の施設・設備
- ⑤ 学生の受入れ、学生支援
- ⑥ 図書及び学術資料
- ⑦ 研究科運営
- ⑧ 社会との連携
- ⑨ 内部質保証
- ⑩ 自己点検・評価

## 15 情報の公表

本学に関する情報については、大学ホームページ (<https://www.hokuriku-u.ac.jp/>)をはじめ、大学案内等の各種印刷物、各種メディアを通じて広く社会に公表しており、今後もホームページの更なる内容充実を図るなど、積極的に情報の公表を行っていく。ホームページでは、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育、研究に関する情報を公表している。

大学院設置にあたり、以下のような情報の公表を予定している。

- (1) 大学院の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関する事
- (2) 教育研究上の基本組織に関する事
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- (4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事
- (6) 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準に関する事
- (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- (10) その他

## 16 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、本学の教育の質保証、質的向上と発展に寄与することを目的として、学長のもとに教学運営協議会を設置し、教学運営協議会のもとに FD・SD 委員会、IR 運営委員会を設置している。また、教育活動の内部質保証体制の充実を図るため、教育内容及び教育方法の改善に関して、具体的な企画を立案、実施することを目的として、高等教育推進センターを設置している。

### (1) 教学運営協議会

学長が議長となり、副学長、常任理事会において選任された常任理事、学部長、学生部長、教務部長、留学生別科長、事務局長、学事本部長、管理本部長、そのほか学長が特に必要と認めた者をもって組織される教学運営協議会において、教育の質保証、質的向上に関することについて審議をしている。

本研究科開設後は、協議会構成員に、新たに研究科長を加えることとする。

### (2) FD・SD 委員会

学長又は学長が指名する副学長が委員長となり、学部長、教務部長、各学部から選任された教員、学長が必要と認めた教職員で構成され、毎年度、FD・SD 活動方針を定めており、当方針に則り、教育活動の質的向上と能力開発に資する組織的な取組みが行われるよう次の事項を審議立案し、実施している。

- ・授業内容、授業方法の向上
- ・授業評価の実施とその検討
- ・大学行政管理能力及び教学マネジメント力の育成
- ・FD 及び SD に関する研究会、研修会の立案・実施
- ・FD 及び SD 活動の点検及び評価
- ・その他 FD 及び SD に関する事項

本研究科開設後は、委員会構成員に、新たに研究科長及び研究科から選任された教員を加え、取組みの充実を図ることとする。

FD・SD 委員会のもと、全学的に実施している活動は、以下のとおりであり、本研究科においても同様に実施する。

#### ① FD・SD 研修会の実施

教育方法の改善及び教育力の向上を目的として、全教職員を対象として全学 FD・SD 研修会を年数回、学部の課題や特性に応じた研究科及び学部独自の FD・SD 研修会を年2回以上開催する。FD・SD 委員会では、研修会のテーマを決定し、研修後に行われるアンケート結果をもとに、現状を把握し、改善へと繋げている。

#### ② 学修アンケート（授業評価アンケート）の実施

全ての講義・演習科目及び実習科目を対象に、学期ごとに学修アンケートを実施する。学修アンケートの集計結果は、各授業担当教員にフィードバックし、教員は授業改善に役立てるとともに、自己点検報告書を作成する。報告書は学内に掲示もしくはファイルによる閲覧が可能となっている。FD・SD 委員会では、アンケート結果により改善が必要となった科目に関して、担当教員に注意喚起や指導を行う。

### (3) IR 運営委員会

学長が指名する委員が委員長となり、学長が指名する副学長又は学長補佐、各学部から選任された教員、学長が必要と認めた教職員で構成され、本学のアセスメントプラン及び学部アセスメント・マップに則り、各種分析を行い、学修成果を可視化している。その結果は、高等教育推進センター及び FD・SD 委員会と連携し、FD・SD 活動等に反映させている。

本研究科開設後は、委員会構成員に、研究科から選任された教員を加えることとする。

### (4) 高等教育推進センター（高等教育推進委員会）

教育の質の向上及び質保証体制の充実を図るため、高等教育推進センターを設置し、専任教員を配置している。高等教育推進センターでは、FD 活動の推進及びその他教育改善に資する活動の支援、教職員の職能開発（授業運営、学生支援、教学マネジメント、SD）に関する業務を行っている。また、高等教育推進センターのもと、高等教育推進委員会を設置し、FD・SD 委員会と連携の上、各種研修会を検討、実施している。